

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)の規定による認定申請案内

(セーフティネット保証一国の指定業種・原油等高騰)

大和市 産業活性課

信用保証協会の「セーフティネット保証」付きで事業資金の借入をご希望の場合、信用保証協会等への申込に当たって、市区町村の「認定」を受ける必要があります。

対象者 本店登記場所が本市内の法人、または主たる事業所が本市内の個人事業者

認定要件 以下の4要件全てを満たすこと

- 1 国が指定した業種に属する事業（以下、指定業種）に該当していること
※指定業種以外の事業も営んでいる事業者（以下、兼業者）は指定業種のうち本件申請の際に要する事業のみを記載して下さい。
- 2 本件申請に用いる指定業種及び事業所全体の最近1ヶ月間における原油等の平均仕入単価が、前年同期の平均仕入単価と比較して20%以上上昇していること
※原油等とは、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油（重油）及び石油ガス（液化したものを含む）を含みます。
※平均仕入単価は、原油等の仕入価格を仕入数量（リッター、ガロン等）で除したものとします。
- 3 売上原価に対する原油等の仕入価格（税金を含む）が20%以上を占めていること
※最新の売上原価と仕入価格で計算して下さい。直近の決算期の数値でも可。
※運送業者の場合、売上原価には人件費を含めること。
- 4 最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること

認定パターン	要件1		要件2	要件3	要件4
パターン①	営んでいる事業の全てが指定業種である事業者		指定業種及び全体の最近1ヶ月間における原油等の平均仕入単価が前年同期の平均仕入単価と比較して 20%以上 上昇	全体の売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が 20%以上	最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている
パターン②	主たる事業（最近1年間の売上高が最大の事業）が指定業種である場合	主たる事業及び全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が 20%以上		主たる事業及び全体それぞれについて、 最近3ヶ月 の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている	
パターン③	兼業者 主たる事業（最近1年間の売上高が最大の事業）が指定業種以外の事業である場合	全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格の割合が 20%以上		(a) 指定業種の 最近3ヶ月 の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている (b) 全体の 最近3ヶ月 の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っている	

※ 「**20%以上**」:申請者は端数処理(四捨五入、切り上げ、切り下げ等)可。

ただし端数処理前が20%未満の場合申請不可

例) 端数処理前の計算結果が 19.9999%の場合、申請不可

※ 「**最近3ヶ月**」:原則、申請前月までの3ヶ月

例) 8月申請の場合、5月、6月、7月

未集計の場合に限り、**最大6ヶ月前**からの起算でも可

例) 8月申請で5月以後未集計の場合、2月、3月、4月からの起算でも可。この場合、「最近1ヶ月」も4月として期間を一致させる。

申請に必要な書類

以下の必要書類の内、市所定の書式は大和市役所 産業活性課 HP から取得できます。

必要書類		備考
1	認定申請書(市所定の書式)	法人実印(個人事業者にあつては個人の実印)の押印及び <u>捨印の押印をお願いします。</u>
2	平均仕入単価、売上原価、仕入価格、売上高の推移(市所定の書式)	
3	・履歴事項全部証明書の写し(法人) ・直近の確定申告書及び青色申告書の写し(個人事業者)	・履歴事項全部証明書の写しは最新のもの (目安は発行から3ヶ月以内)
4	業種が確認できる書類 (いずれか1点 写し可)	例) 確定申告書控(「事業種目」があるページ)、法人事業概況説明書(「事業内容」があるページ)、許可業種の場合は許可証、登記簿謄本等
5	最新の売上原価、最近3ヶ月間及び前年同期の3ヶ月間の月別仕入価格、売上高(建設業にあつては完成工事高)が確認できる書類(写し可)	例) 月別試算表、月別損益計算書、法人事業概況説明書(「売上高等の状況」があるページ)、仕入伝票、売上台帳等、売上原価と原油等の仕入価格も確認できる書類 ※兼業者の場合、主たる事業及び全体の最近1年間の原油等の仕入価格・売上高が確認できる書類も必要

認定書の交付

認定書のお渡しまでは数日を要しますので、お早めにお持ちください。また、書類に不備があつた場合には再提出いただく場合がありますので、ご了承ください。※添付書類原本を同時に返却

注意点

- 1 現在の指定業種については中小企業庁 HP でご確認ください。(定期的に変更されます)
- 2 自社の事業がどの業種に該当するかあらかじめご確認ください。
総務省統計局 HP の『日本標準産業分類』等で確認できます。
- 3 認定書の有効期間は認定日から起算して30日です。
例) 8月1日認定→同年8月30日まで有効
また、認定書は信用保証協会の審査において必要なものであり、認定によって融資が確約されるものではありません。

提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL 046-260-5135
受付時間 月～金(除祝日等)の8:30～11:50、13:00～17:00